

平成22年 第11回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年7月8日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成22年7月8日

東京都教育委員会第11回定例会

議 題

1 議 案

第51号議案から 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第53号議案まで

2 報 告 事 項

(1) 進学指導重点校の選定基準及び目標について

(2) 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(案)の骨子について

(3) 平成23年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)教科書の調査研究資料について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
	(欠席)
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局(説明員)	教育長(再掲)	大原 正行	
	次長	松田 芳和	
	理事	岩佐 哲男	
	都立学校教育部長	直原 裕	
	地域教育支援部長	松山 英幸	
	指導部長	高野 敬三	
	人事部長	岡崎 義隆	
	福利厚生部長	谷島 明彦	
	教育政策担当参事	中島 毅	
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲	
	人事企画担当参事	高畑 崇久	
	(書記)	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第11回定例会を開会いたします。

本日は、高坂委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、毎日新聞社、時事通信社、MXテレビ、合計3社から、個人は、合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。また、MXテレビからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。 異議なし では、許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 6月10日開催の前々回第9回定例会会議録につきましては、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし それでは、第9回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回6月24日開催の第10回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第51号議案から第53号議案まで及び報告事項(4)につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし では、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 進学指導重点校の選定基準及び目標について

【委員長】 報告事項(1) 進学指導重点校の選定基準及び目標について、説明を、都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告事項(1) 進学指導重点校の選定基準及び目標について御説明いたします。

報告資料(1) を御覧ください。

「 1 進学指導重点校の趣旨と役割 」ですが、平成13年度以降、進学指導重点校7校を指定してまいりましたが、5月27日の教育委員会定例会で御報告したとおり、都立日比谷高校を除いて、大学進学実績がこのところ伸び悩み、あるいは停滞状況が続いております。ただ、実際に進学指導重点校7校に入学している生徒を見ますと、将来の日本社会のリーダーとなり得る高い資質を持っており、その潜在的能力からすれば、高校在学3年間の指導をより一層充実させることによって、大学進学実績を更に向上させることが可能であると考えております。そこで、今回、進学指導重点校の選定基準及び目標を設定し、その達成を図ってまいります。

「 2 選定基準の考え方 」ですが、平成25年度からの進学指導重点校の新たな指定に向け、進学指導重点校が最低限満たすべき水準として選定基準を設定し、平成22年度末及び平成23年度末の実績を踏まえて、平成24年度に審査を行いたいと考えています。

「 3 選定基準の内容 」ですが、現在の進学指導重点校は、実績により3つのグループに分けられると考えております。選定基準は、進学指導重点校として最低限満たすべき水準ということですので、第3グループの学校が最大限生徒の力を伸ばした場合に達成可能なセンター試験結果及び大学合格実績としたいと考えています。

具体的には、基準1としまして、センター試験について、国公立大学向けの5教科7科目で受験する生徒の在籍者に占める割合がおおむね6割以上とし、そのうち難関

国立大学等に合格可能な得点水準以上の生徒の受験者に占める割合が、おおむね1割以上と設定したいと思います。

基準2としまして、難関国立大学等、ここでは東大、一橋大、東工大、京大、国公立大医学部ということですが、これらの大学への現役合格者数を15人としたいと考えています。その算定根拠は、資料にお示ししたとおりでございます。

第1グループ、第2グループの学校については、より高いレベルを目指してもらいたいということで目安を示しておりますが、この目安に基づいて、各学校で具体的な目標を設定していただきます。

「5 目標の達成に向けた取組」ですが、各学校の取組としまして、1番目として、入学後、生徒の学力が順調に伸びているか、1学年、2学年と中だるみのような状態にならないかということ、外部の模擬試験の活用などにより継続的に確認をしていきます。課題がある場合には、原因を分析し、改善計画に反映させます。先程御説明した目標を設定し、その目標達成のために学習指導、進路指導及び特別活動、この特別活動では、部活動や学校行事と勉強とのバランスをどのようにとっていくかが重要なポイントだと考えていますが、その他校内体制や教員の育成等に関する改善計画を各学校で策定し、実行いたします。

東京都教育委員会としては、学習指導や進路指導等に優れた教員の配置と育成を含めて、「都立高校進学推進計画」（仮称）を今年度策定していきたいと考えています。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 平成25年度からは進学指導重点校の新たな指定を行うのですね。

【都立学校教育部長】 そのとおりです。

【竹花委員】 そうすると、今、私共が判断をしなければいけないのは、今までどおりの指定校をそのまま今年も指定しますということですね。

【都立学校教育部長】 現在の進学指導重点校は、平成24年度までの指定を既にしております。また、新しい目標を今立てて、それで判断するというわけにはいきませんので、今、新しい目標を定めて、それに向かって努力してもらい、2年後に判断をするという仕組みを考えております。

【竹花委員】 こういった目標というのは今まで立てていなかった目標だから、新たに目標を立てて、進学指導重点校に指定した趣旨を生かしてもらおうということですね。その御報告を受けるということですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【竹花委員】 分かりました。

【委員長】 他によろしいですか。

1つお願いがあるのですが、何回か教育委員会定例会でも話題になりましたが、特別活動についてです。部活動を強制的に制限するというのは難しいと思います。ただ、「5 目標の達成に向けた取組」の(4)に書いてありますように、「学習指導・進路指導・特別活動や校内体制、教員の育成等に関する改善計画を策定し、実行する。」となっています。この方向に基づいて方策を策定していただくのですが、この第1グループ、第2グループ、第3グループの高等学校の先生方と東京都教育委員会との意見交換の場を是非頻繁に設けていただきたいと思います。策定する計画について我々が意見を述べる場を設けていただきたいということです。そう頻繁にはできないと思いますが、1年に1回か2回は行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【竹花委員】 木村委員長のお話に関連してですが、私は、進学指導重点校の校長先生との意見交換の機会に参加できなかったのですが、当日の記録を見てみると、まだ校長先生の中でも十分に納得が得られている状況ではないのではないかと感じます。もちろん、いろいろな考え方があって結構ですが、進学指導重点校の校長先生でもありますし、しっかり議論をして、お互いに周知をして、多くの教職員を巻き込んで、生徒もその気にさせて、生徒が持っている能力を最大限引き出す教育になるようにしていくことが大切ではないかと思います。今の委員長の提案には賛成ですので、事務局は非常に大変だと思いますし、私自身も忙しいので全部に参加できませんが、できる限り意見交換の機会を設けていただいて、平成25年度の新たな指定の準備ということもあります。少し議論を進められればと思います。木村委員長の発言に賛同いたしますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 幾つかの高校で、校長先生がリーダーシップを発揮するのが非常に大

変だったという事例を詳細に知っています。今、竹花委員がおっしゃったように、校長先生がそう思っても先生方がなかなかついてきてくれないという状況もあって非常に苦労されているのですが、ある高校では、2年ほどかかってうまく部活動を整理され、かなり進学実績をあげられています。是非意見交換の機会を設けていただくようよろしくお願いします。

【竹花委員】 先般も申し上げましたが、都内の学校の経験だけを参考にしないで、是非とも成功した県、今、委員長がおっしゃった高校はどこか存じませんが、東京都ばかりではなく、成功した高校、今伝えられているところでは京都がありますが、その他にもあるかもしれません。そうした高校の経験を十分踏まえて考えていただけるように、よろしくお願いしますをいたしたいと存じます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【瀬古委員】 生徒の質も当然問題ですが、教員の質というか教える先生のレベルも高くないといけません。先生を入れ替えるシステムというのはどうなっているのですか。

【都立学校教育部長】 この進学指導重点校に限りませんが、校長先生の人事構想をできる限り反映させるように努力しています。異動基準というのはありますが、一定の年数が来たから機械的に必ず転出ということではなくて、学校経営上どうしても残す必要があるという教員については、できる限り所定の年数を延長して置くようにしております。

【瀬古委員】 よそからいい先生を呼んでくる。例えば塾などは、いい先生をいっぱい呼んでくるではないですか、そういうことはできないのですか。

【都立学校教育部長】 今、この進学指導重点校などについては公募の仕組みを入れていまして、一般的には、異動は校長が異動案を出して、それを東京都教育委員会で調整するというシステムをとっていますが、それとは別に、一人一人の教員が、例えば進学指導重点校で仕事をしたいという意欲があるときには、自分で手を挙げてもらって面接をして、校長が良いということであれば異動できるような仕組みをとっております。

【委員長】 これも前に申し上げたことですが、イギリスは校長にものすごく大き

なりリーダーシップと裁量権を与えています。校長が他の学校から先生をヘッドハントできるシステムをつくったのですが、そうすると、良くなる学校は良くなっていきますが、悪くなるところはどんどん悪くなるということで、格差がものすごくできてしまいました。それで、今慌ててシステムを修正しようとしているようですが、その辺はバランスの問題がありますね。

【瀬古委員】 都立日比谷高校などは、そういったシステムをどんどん取り入れたらいいのではないですか。差がつかないと話にならないですから。そういう学校は特別な学校ですから。

【委員長】 そうすると、バランスが崩れてしまいます。同じ都立高校ですから、我々は全体を考えなければいけないということです。いずれにしても、教員の資質の問題は大切な問題ですから、その辺は上手に行わなければなりません。

【瀬古委員】 いい先生はどんどん入れるシステムにしていきたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。 異議なし それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(案)の骨子について

【委員長】 報告事項(2)東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(案)の骨子について、説明を、特別支援教育推進担当参事、お願いいたします。

【特別支援教育推進担当参事】 報告事項(2)東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(案)の骨子について御説明いたします。

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(案)の骨子」という冊子を御覧ください。

現在、東京都特別支援教育推進計画の第二次の実施計画を実施中ですが、新たに策定する第三次計画の骨子について報告をさせていただきます。平成16年度に計画を策定した後、現在にかけて様々特別支援教育を取り巻く状況は変わっており、特に平成19年度に学校教育法が改正されまして、それまでの特殊教育から特別支援教育への移行という大きな制度的な転換がございました。

こういった大きな制度的な転換を踏まえて、第三次計画では2点大きく対応課題を挙げております。1点目に、知的障害の子供の増加が非常に大きな課題となっており、的確に対応していく必要があります。2点目に、発達障害の子供がすべての小・中学校、更に高等学校にも在籍し、数も非常に増えており、対応が大きな課題となっております。特にこの知的障害及び発達障害の子供の増加への対応が、第三次計画における非常に大きな対応課題であると考えております。

冊子の2ページを御覧ください。

「(2)第三次実施計画策定の基本的考え方」ですが、3点お示ししております。学校教育法の改正もあり、小・中・高、更には特別支援学校を含めて、「ア すべての学校で実施する特別支援教育の推進」、「イ つながりを大切にした特別支援教育の推進」、そして、従前の理念にもなるのですが、「ウ 自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進」を3つの基本的な考え方としております。

冊子の3ページを御覧ください。

「3 第三次実施計画の概要」の「(2)計画期間の見直し」ですが、特に知的障害のある子供が増えている状況に対応するためには、現在の計画期間の3年では少し短いということで、今回の計画の中では、平成23年度から平成28年度までに計画期間を延長したいと考えております。併せて施設整備の関係から、平成32年度を目途とする計画継続期間として関連の施設整備をしていきたいという、かなり長いスパンでの計画を今回考えております。

「(3)計画の体系」ですが、冊子の4ページと5ページを御覧ください。

大きく5章立てで考えており、それにぶら下がる形で、現在こうした詳細な個別の計画について検討中でございます。

冊子の6ページを御覧ください。

「第三次配置計画(案)」ですが、知的障害特別支援学校の再編整備や病弱教育の再編整備、更には寄宿舍の再編ということで、関連する学校名を挙げて整備の考え方について示しております。

それから、今回、対応課題として7点大きな課題を挙げておりますが、それに対応して、報告資料(2)の下の欄、1 - から3 - まで概略をお示ししております。

冊子の方では、7ページから13ページまで、事業概要1から事業概要7までを御覧ください。

まず、「1 - 知的障害特別支援学校の再編整備」でございます。私共の推計で、特別支援学校における児童・生徒数は平成32年度までに平成21年度比で2,507人の増、率にして25パーセントという大きな増が見込まれています。こういったことに対応するために、知的障害特別支援学校についてはあらゆる可能性を追求しながら、普通教室確保のための対策を考えていきたいと思っています。

具体的には、都立高校跡地の活用や新規の土地取得、肢体不自由特別支援学校等との併置化等による対応策を考えております。規模としては、資料にお示した数字でございます。

また併せて、これは今でも非常に大きな課題になっておりますが、カーテン等で間仕切りした教室や他の特別教室の転用といった問題についても、解消に努めます。

「1 - 知的障害特別支援学校高等部における職業教育の事実」ですが、量的な問題だけではなく、特に今、障害の軽い生徒が知的障害特別支援学校にたくさん在籍している実態を踏まえて、高等部においては職業教育の充実を図っていきたいと考えています。

「2 - 区市町村における特別支援教育体制の充実」ですが、2点目の大きな課題として、発達障害のある児童・生徒が非常に増えている実態がございます。数字的には、平成32年度までの推計でおおむね4,000人の発達障害のある児童・生徒が増え、現在と比較して8割ぐらい、発達障害のある児童・生徒が増えるといった数字が出ております。こういった子供たちに対する対応として、区市町村における特別支援教育体制の充実が必要であろうと考えております。

発達障害のある子供は、すべての学校、すべての学級に在籍していることが想定されますので、在籍校における支援体制の整備が課題であることから、今回の第三次計画の中では、「特別支援教室」構想というのを打ち出しております。従前、子供たちが通級指導学級に在籍校から通って指導を受けていたのに対して、逆に教員が通級指導学級のある学校から子供たちのいる学校に動いて巡回指導をしていく体制を、現在検討しております。構想としては、すべての小・中学校に特別支援教室を設置して、

必要に応じて取り出し指導などを実施していこうと考えております。

併せて、現状の通級指導学級自体も内容の充実を図りながら、特に障害の重い子供については、固定学級も更に充実させて、特別支援教室、通級指導学級、固定学級の役割分担を明確にしながら、重層的に支援体制を強めていきたいと考えています。

これについては、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会との関係が非常に重要になってきますので、当面はモデル事業を実施しながら、私共の構想について区市町村教育委員会に浸透させていきたいと考えています。

「2 - 都立高等学校等における特別支援教育体制の充実」ですが、発達障害のある子供については、文部科学省の調査では、小・中学校だけではなくて都立学校にも今2.2パーセント程度在籍していると言われており、高等学校における支援体制の整備も考えております。特に発達障害のある生徒がたくさん通っていると想定されるチャレンジスクールなどについて、進路指導體制の整備や臨床心理士等の外部専門家の活用について更に強めていきたいと考えています。

最後に、3つ、今まで継続して対応してきた課題について整理しております。「3 - 肢体不自由特別支援学校における新たな指導體制の整備」ですが、児童・生徒の障害が重度化・重複化している肢体不自由特別支援学校については、教員だけではなくて、理学療法士や作業療法士といった他の専門家を加え、複数の職種によるチーム・アプローチの充実を図りたいと考えています。都立永福学園と都立青峰学園の2校で既に実施しておりますが、他の肢体不自由特別支援学校にもこういったチーム・アプローチの考え方を広げていきたいと考えております。

「3 - 病弱教育の再編」ですが、病弱教育は病院内教育と、久留米に1校だけある病弱特別支援学校で行われているのですが、病院内教育については、教科指導の充実に対する期待も高まる中で、全体の再編を図っていききたいと考えております。具体的には、肢体不自由教育部門と病弱教育部門の併置化による対応や、久留米の特別支援学校については、再編整備を考えております。

「3 - 聴覚障害特別支援学校幼稚部における教育条件の改善」ですが、聴覚障害の分野については、早期相談・支援の地域拠点として、幼稚部を強化していきたいと考えております。

今御説明した内容については、これまで庁内の検討委員会で様々な議論を行い、学識経験者の御意見もいただいているのですが、今日このような形で正式に発表した後に、パブリックコメントもいただき、更にモニターアンケートも行い、広く都民の方々、学識経験者や関連のPTA等の意見を聞きながら議論を深めていきたいと思っております。保護者向けの説明会につきましても、東京都主催で3回ほど行う予定です。非常に今大きな課題になっている特別支援教育ですので、より多くの方々の御理解をいただきながら進めていきたいと思っております。特に人的な面では、これから相当教員の数も必要になってくるといったこともございますし、施設面の整備でも財政的に様々な負担が出てきますので、そういったこともしっかり説明し、広く御理解いただきながら進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 知的障害を含めて障害を持つ子供たちが予想以上に増えているという実態は、教育現場からも意見があって、数字の上でも非常に明らかになっていますが、こうした障害を持つ子供たちが、将来、社会において一定の役割を担って生きていけるように、子供のころにできる限りその能力を引き出すことはとても大切なことだと思います。そのやり方は非常に専門的で、また人員も予算もかかるという側面もあるかもしれませんが、できる限りの対応をすべきだと思います。考え方にもいろいろ違いがあって、非常にウェットな問題で感情的なぶつかり合いもあるのかもしれませんが、よく考えられた計画案だと思いますが、保護者を含めて多くの方々の意見もよく聞きながら、多くの都民の総意の下にこの計画がつくられていくことを希望します。多分この方向でそう間違いはないと思いますが、慎重に意見を聞いていただくようお願いいたします。

【委員長】 このような特別支援教育に関する計画について、パブリックコメントを過去に求めたことはあるのですか。

【特別支援教育推進担当参事】 第一次実施計画、第二次実施計画ともに、骨子の段階で行っております。

【委員長】 どのぐらいの数が来ますか。それほどたくさんは来ないのでしょうかね。

できればもう少し一般の人からもパブリックコメントが来れば良いのですが、出していただけるのは、恐らくほとんどが関係者だという気がします。

【特別支援教育推進担当参事】 今回、保護者向けの全体説明会を3回行いますが、先程、竹花委員からも御指摘がありましたように、発達障害や知的障害のある子供については区市町村教育委員会で多く受けとめてもらっていますので、区市町村教育委員会に対して、東京都教育委員会で考えている制度的な枠組みについてしっかり説明していくことについては、相当の汗を流さなければいけないと思っています。

【委員長】 パブリックコメントをしたときに関係者だけからしか意見が来ないというのは問題です。一般の人からも御意見をいただいて、それを取り込んで施策に反映していくということが大切だと思いますので、その点についてよろしく願います。

【内館委員】 私、卒業式や入学式も含めて何度も特別支援学校に視察に行きましたが、いろいろな障害の重複した子供が最近増えています。盲学校に行きましても、視覚だけではなく、知的障害のある子供が結構見受けられます。3 - にある新たな指導体制の整備、「児童・生徒の障害の重度化・重複化への対応」というところですが、ここがとても大切になってくると思います。事実、先生方には、ここが一番大変なところですし、いろいろなことを行わなければならないので負担もあるでしょうが、理学療法士、作業療法士、介護の専門家、非常勤看護師等と資料に列挙してありますが、これをどう進めていくのか、どう行っていくのかというのは本当に具体的に考えなければならないと思います。

【特別支援教育推進担当参事】 内館委員のおっしゃったとおり、障害が多様化し、重度化・重複化する中では、教員だけでは現実的に対応は非常に厳しいということがございますので、いろいろな専門家等にどんどん学校現場に入っていただいて、教育全体の質を高めていくことが必要だと考えております。

【委員長】 今、内館委員から指摘のありました複数の職種、そういう方たちのチーム・アプローチといいますかチーム・ワーク、それが一番大切ですね。よろしゅうございますか。 異議なし では、本件についても報告として承ったということにさせていただきます。

(3) 平成 2 3 年度使用都立高等学校用 (都立中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 教科書の調査研究資料について

【委員長】 報告事項 (3) 平成23年度使用都立高等学校用 (都立中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 教科書の調査研究資料について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項 (3) 平成23年度使用都立高等学校用 (都立中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 教科書の調査研究資料について、御説明いたします。

報告資料 (3) を御覧ください。

「 1 調査研究の対象となった教科書」ですが、平成21年度に新たに検定に合格した教科書 4 点 (普通教科 4 点) について、調査研究を行いました。

別紙に、その具体的な内容についてお示ししております。

「 2 調査研究の項目」ですが、(1)、(2)、(3) は従前の調査項目でございまして、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜ということで調査を行いました。

資料裏面を御覧ください。

都立特別支援学校の高等部で使用する高等学校用教科書の調査研究資料についてですが、特別支援学校の高等部ですので、障害の特性に十分配慮した形で調査研究を行いました。

「平成23年度使用高等学校用教科書調査研究資料」を御覧ください。

資料 2 ページと 3 ページを御覧ください。

教科書の採択、あるいは調査研究に当たっての基本的な考え方をお示ししております。「 1 採択の権限と教科書調査研究」ですが、教科書採択の権限は、公立学校においては所管の教育委員会に属しております。学校においては、校長の責任と権限の下に、校内に教科書選定委員会を設置して、教科書の調査を行うとともに、東京都教育委員会が作成する「教科書調査研究資料」を活用して、生徒の実態等を踏まえて教

科書を選定するという中身になっております。

「(2) 調査研究の工夫・改善」ですが、各教科書の特徴が簡潔・明瞭に分かるように配慮して作成しました。具体的に御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

先程、新たに検定合格した教科書があると申し上げましたが、この表に、一番右端の欄の検定済年が平成22年となっている大修館の教科書を含めて、30点ほどお示ししております。過去発行したものとの比較ができるように、昨年までに調査研究したのも併せて示しております。

資料6 ページを御覧ください。

学習指導要領で示されている科目の目標をお示ししております。併せて国語総合の内容について、学習指導要領から引用したものをお示ししております。

資料7 ページを御覧ください。

これは、従来から行っている具体的な調査研究の項目でございます。内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜を調査内容としており、具体的に各社の教科書をすべて比較分析したものでございます。

資料8 ページ以降に各教科書の比較をお示ししております。国語総合については、資料41ページまでにこれら調査項目に基づく調査結果を記載し、数値又は記述による具体的な掲載をしております。

資料43ページを御覧ください。

もう一つの科目である外国語(オーラル・コミュニケーション)でございます。今般検定に合格したのは、表の検定済年が平成22年となっている2社の教科書です。合計20点、過去に発行された教科書との比較ができるように、これ以降のページに調査研究の内容をまとめております。

資料44ページを御覧ください。

オーラル・コミュニケーションの目標及び内容について学習指導要領に沿ってお示ししております。

資料45ページを御覧ください。

「教科書の調査研究」ということで、具体的な調査項目をお示ししております。そ

の資料が46ページから巻末まで続いております。

特別支援学校の調査研究資料について御説明いたします。薄い方の冊子を御覧ください。

資料1ページを御覧ください。

特別支援学校の教科書調査研究に当たっては、障害の特性に十分配慮して行わなければなりません。「2 教科書の調査研究」の(1)から(3)まで、内容、構成・分量・表記・表現及び使用上の便宜については、すべて障害特性に配慮した形で調査研究を行いました。

具体的には、今、高校の部分で御説明した4つの教科書、国語総合2点とオーラル・コミュニケーション 2点、障害に配慮した観点から調査研究したものを資料4ページ以降にお示ししております。

報告資料(3)にお戻りください。

「3 『教科書調査研究資料』の取扱い」ですが、各都立高等学校等へ送付し、各学校に設置した教科書選定委員会において教科書を選定する際の資料として活用していただきたいと考えております。また、東京都教育委員会においては、「教科書調査研究資料」及び各都立高等学校等の教科書選定結果等を総合的に判断し、各都立高等学校等で使用することが適当と認めた教科書を採択することとなります。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。 異議なし それでは、本件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

7月22日(木)午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会・教育長協議会第1回総会

7月13日(火)から14日(水)

和歌山県

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします。

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会でございますが、次回は7月22日木曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

次に、全国都道府県教育委員会連合会の委員長協議会及び教育長協議会第1回総会でございますが、7月13日及び14日、和歌山県で開催されます。木村委員長と大原教育長に御出席いただきます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。 異議なし それでは、引き続き非公開の審議に移ります。

(午前10時16分)